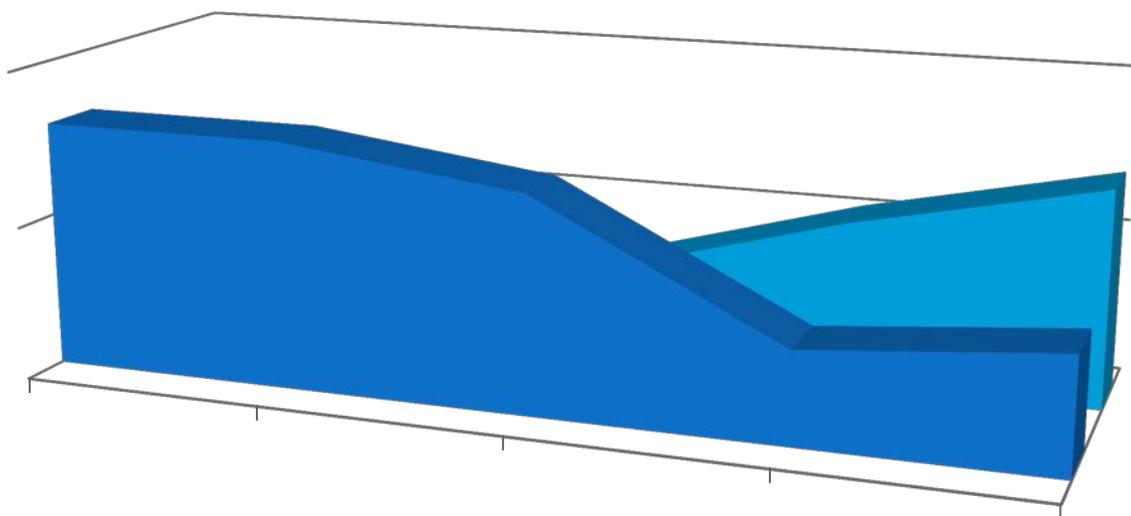


行政機関以外の機関が作成する統計について



総務省

平成28年11月4日
政策統括官(統計基準担当)

目 次

1. 統計法における位置付け

2. 公的統計基本計画における位置付け

1. 統計法における位置付け

- 現行統計法（平成19年法律第53号）下では、地方公共団体や独立行政法人等は、公的統計（※）の作成主体として位置付け

（※）公的統計：行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計。これら公的統計には、第3条の基本理念が適用される。

- 平成19年制定の現行法以前の法制では、「公的統計」の概念がなく、地方公共団体や日本銀行、日本商工会議所が統計を作成しようとする合、総務大臣に届出

（参考）届出を要する機関（国、地方以外）の変遷

昭和25年 日本専売公社、日本国有鉄道、日本銀行、日本商工会議所、法令による公団

昭和27年 日本電信電話公社を追加、法令による公団を削除（対象公団が全て廃止）

昭和60年 日本専売公社及び日本電信電話公社を削除（民営化によるもの）

昭和62年 日本国有鉄道を削除（民営化によるもの）

現行法下では、公的な法人も広く公的統計の作成主体とし、それらの自主的な取組を必要以上に阻害しないよう、重要性の高い公的統計を作成する主体を特定した上で、その作成について届出を要することを政令で定めている

(参考1) 独立行政法人等の「等」に該当する法人 (施行令第1条)

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構

独立行政法人等における情報の取扱いに係る規律を定めている独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）を参考に、政府の一部を構成すると考えられる法人の範囲で、法の対象としている。

(参考2) 統計調査を実施する場合に総務大臣への届出が必要となる独立行政法人等

- 独立行政法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令（統計法施行令）で定める独立行政法人等が統計調査を実施する場合、総務大臣への届出が必要（法第25条）
- 施行令では日本銀行を指定（施行令第8条第1項）

次の業務内容等が届出の要件に該当

- － 日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づいて財務大臣に届け出ている「日本銀行組織規程」に、調査統計局を置いて「国内の経済及び財政に関連する調査及び分析」並びに「統計に関する事務」を行うこととされている
- － これまで届出統計調査の実施主体として、全国企業短期経済観測調査（短観）等の重要かつ大規模な統計調査を行ってきた

2. 公的統計基本計画における位置付け

- 地方公共団体、独立行政法人等が作成する統計も政府が定める公的統計基本計画（※）の対象となり得る

（※）公的統計基本計画：統計法第4条に基づき、政府が統計委員会の意見を聴いて定める公的統計の整備に関する基本的な計画

- 公的統計基本計画で定めることとされている「公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」（法第4条第2項第2号）の中で、統計相互の整合性や国際的な比較可能性の確保・向上に関する事項、分野ごとの統計の整備方針などを記載することが可能
- 公的統計基本計画の記載事項については、法第55条第1項に基づく「統計法施行状況報告」の対象となり、毎年度、総務大臣が報告を取りまとめて統計委員会に報告し、統計委員会がフォローアップを行う

- 第Ⅱ期までの基本計画の実績では、地方公共団体や独立行政法人等の作成する統計に関する記載はない